

業務委託仕様書

- 1 委託名 豊野中学校外 照明器具交換業務委託
- 2 業務目的 長野市役所温暖化防止実行計画や 2027 年末の蛍光ランプ等の製造禁止を踏まえ、市有施設の照明設備を早期かつ計画的に L E D 照明へ交換するもの。
- 3 履行期限 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 履行場所 長野市豊野町豊野 ほか
- 5 対象施設 別紙 1 対象施設一覧表による
- 6 対象機器 別紙 2 - 1 及び別紙 2 - 2 照明器具一覧による

7 資格要件

以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律 100 号）における一級又は二級電気工事施工管理技士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和 35 年法律 139 号）における第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者
但し、第二種電気工事士の適用範囲は一般電気工作物に限る。

8 業務内容

以下のとおり照明器具の交換業務を行う。業務の履行にあたっては、全て長野市建設工事共通仕様書に則り行うものとする。尚、(1)業務計画書及び(5)業務完了報告書の一部は、当市の請負工事用様式を準用し作成しても良いこととする。

(1) 業務計画書の提出（2部）

作業日程、作業内容について施設管理者と調整を図り、業務計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。計画の詳細については、1.1 特記事項（交換計画）を参照のこと。尚、業務計画書の記載事項は、以下のとおりとする。

ア 業務概要一覧

イ 実施計画（作業内容・方法・手順、実施工程、作業体制、駐車場の利用等）

ウ 安全管理計画（安全対策、安全教育等）

- エ 実施工程表
 - オ 業務責任者等通知書、経歴書及び有する資格証等の写し
尚、本業務における業務責任者は、7 資格要件(1)、(2)による。
 - カ 火災保険等加入状況報告書
 - キ 緊急連絡体制
 - ク 業務体制報告書及び業務体系図
 - ケ 業務（一部）再委託届出書及び契約書の写し（業務の一部を第三者に委託する場合）
 - コ 作業員名簿及び資格者証の写し
尚、交換作業従事者は、7 資格要件(2)による。
 - サ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
 - シ 産業廃棄物収集運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
 - ス その他発注者が指示する事項
- (2) 納入仕様書の提出
- ア 当市が提供する施設図面及び LED 照明器具一覧等の資料を参考にし、寸法、照度、光色、数量等の仕様に問題がないか予め確認を行うこと。
 - イ 交換する LED 照明器具の納入仕様書を監督員に提出し、承諾を受けること。
- (3) 交換作業の実施
- ア 既存照明器具を LED 照明器具に交換する。
 - イ 交換作業詳細については、1 2 特記事項（交換作業）を参照のこと。
- (4) 産業廃棄物運搬、処分
- 既設照明器具撤去後の運搬、処分方法について、業務計画書に記載し提出すること。
- (5) 業務完了報告
- 業務完了後、以下の成果品（完成図書）と共に業務完了届を提出し、速やかに監督員の検収を受けることとする。検収の結果、補修等が必要と認められる場合は、受注者は直ちに補修等を行い、再度検収を受けることとする。
- ア 業務完了報告書
 - イ 業務日誌
 - ウ 打合せ記録報告書
 - エ 経緯表（業務履行協議書）
 - オ 機器承諾図、納入仕様書
 - カ 完成図
 - キ 完成図電子データ（JWW 形式及び PDF 形式）
 - ク 社内検査報告書
 - ケ 作業写真帳
 - コ 各種試験成績報告書（照度測定結果、絶縁測定結果及び試験成績表等）

- サ PCB 有無及びアスベスト含有に関する報告書（随時提出）
- シ 産業廃棄物処理報告書（管理票の写しを添付）
- ス その他必要なもの

9 業務スケジュール（予定）

- 契約締結後（速やかに） : 初回打ち合わせ
- 契約締結後（概ね 1 か月以内） : 業務日程調整、業務計画書等の提出
- 令和 8 年 10 月下旬 : 第 1 回中間報告（交換完了施設）
各施設の写真による中間報告
内容確認後、返却
- 令和 9 年 3 月 31 日まで : 業務完了報告（成果品及び業務完了届の提出）

10 業務の再委託

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち以下のものをいう。
 - ア 業務計画書の作成
 - イ 交換作業に係る施設管理者等との各種調整
 - ウ 交換作業上の安全管理
 - エ 成果品の作成

※業務責任者の指揮のもとに行う既設照明器具の交換業務は、主たる部分に含まない。

- (3) 受注者は、前 2 項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。なお、業務の一部を再委託する場合は以下の事項を記載した業務（一部）再委託届出書を提出すること。
 - ア 再委託先の名称
 - イ 再委託の種類、期間、範囲等
 - ウ 再委託先に対する指導方法等
 - エ その他発注者が指示する事項尚、発注者は、業務の実施に当たって著しく不相当であると認められる再委託先については、これを認めない。

11 特記事項（交換計画）

- (1) 既存照明器具と同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- (2) 既に LED 化済の機器及び別紙照明器具一覧に対象外の記載のある機器は交換対象外とする。
- (3) 照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同じ仕様とする。光色・照度が異なる箇所

については、事前に施設管理者に確認を行うこと。また、現地調査において特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、施設管理者と協議の上、仕様を決定すること。ただし、金額に影響する場合は、当市担当者に事前に相談、確認すること。

- (4) 照明器具交換作業に当たっての安全管理については、施設管理者と十分に協議を行い、業務計画書に反映させるものとする。安全確保に必要な措置については、受注者の負担により行うものとする。また、作業に伴い発生した施設の不具合や事故についても、受注者の負担により行うものとする。
- (5) 交換作業に伴う足場、資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、作業全体を通して施設運営に支障のないよう、事前に施設管理者と協議の上、業務計画書に反映させるものとする。
- (6) 複合施設においては、施設管理者毎に運営日時等が異なるため、それぞれの施設管理者と調整、協議すること。

例) 小学校施設内にある児童センター及びこどもプラザ

保健福祉センター内にある老人福祉センター、保健センター及びデイサービスセンター

- (7) 既存照明器具の撤去後の運搬処分方法について、業務計画書に記載し提出すること。
- (8) 作業停電時、運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に施設管理者と調整すること。
- (9) LED 照明器具の保証期間は、1年とし、保証期間内については、交換費用を受注者において負担するものとする。なお、保証期間の始期は別途協議による。
- (10) 保証期間内に当市の責めに帰すことができない事由により照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に器具の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象の発生により受注者の責めに帰すことができない場合は、この限りでない。

1.2 特記事項（交換作業）

- (1) 照明器具の交換については、使用する照明器具メーカーの据付要領に準拠し、各関係法令を遵守すること。
- (2) 交換作業時は、施設利用者が安全に通行できる状態を確保すること。
- (3) LED 照明器具の取付にあたっては、既存吊ボルトを再利用すること。既存吊ボルトがない場合は、安全に配慮した方法で落下防止措置を施すこと。既存吊ボルトの取付ピッチが LED 照明器具に適合しない場合は、2種金属線ぴや変換アダプタ等を使用して取付を行うものとする。
- (4) 既存開口寸法に適合した埋込型 LED 照明器具を取付けること。既存開口寸法に適合できない場合は、リニューアルプレートを設置する等、照明器具と天井材との間に隙間が生じないように処置を行うこと。
- (5) 露出型照明器具を交換する場合は、既存照明器具の取り付け跡が見えないように配慮すること。
- (6) 吊下げ形照明器具の交換にあたっては、原則、直付形の LED 照明器具を選定する。既存の梁との干渉などから吊下げ形器具への交換が必要となる場合は、既存の吊具を再使用し、2種金属線ぴや変換アダプタ等を使用して取付を行うものとする。
- (7) 照明器具の交換作業状況が確認出来るよう、各居室につき1台は詳細に写真撮影を行うこと。他は交換前後の写真のみ撮影する等簡略化しても良いこととする。

- (8) 照明器具交換作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を行い、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真で報告すること。
- (9) 照明器具交換作業の前後において、照度測定を行い、書面及び写真で報告すること。ただし、作業後に照度が下回る可能性がある場合は、作業前に監督員と協議を行うこと。
- (10) 照明器具一覧がなく、かつ LED 化されていない照明器具が発見された場合は、監督員に報告すること。
- (11) 撤去した既設照明器具について、PCB を含むものがあった場合は、取扱いについて監督員と協議するとともに、完成図書により報告すること。
- (12) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行う。机や椅子等の養生や移動については、施設管理者と協議の上、その方法について決定すること。
- (13) 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- (14) 交換作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- (15) 高天井照明器具の昇降装置は、不要のため撤去すること。
- (16) 既設照明配線に接地線がない場合は、監督員に報告すること。
- (17) 交換作業日時は、契約後に行う施設管理者との調整、協議の上、決定する。
- (18) 建築延面積が 1,000 m²以上の施設については、消防局予防課に着工届及び消防設備等設置届を行うこと。

1.3 その他特記事項

- (1) 受注者は、業務を実施するにあたり、電気事業法、電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び労働安全衛生法及びその他の関係法令、条例、規則等を遵守しなければならない。
- (2) 業務責任者は、本業務に従事する者に対し適切に指導のうえ、業務に従事させること。尚、業務責任者は、受注者において3ヶ月以上の雇用関係にある者とする。
- (3) 写真撮影を行う際は、施設の利用者及び個人情報等の書類が映り込まないようにすること。
- (4) 本業務で知り得た内部情報は本業務以外の目的で使用してはならない。
- (5) 受注者は、仕様書に表示が明確でないことや予期することのできない特別の状態が生じた場合には、発注者にその旨を通知し、確認を求めなければならない。発注者は、前項の申出を受けたときは、適切な措置を講じるものとする。
- (6) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本契約に基づく業務は自ら取り扱うものとし、第三者に再委託してはならない。再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、本契約に基づく業務を遂行する能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 受注者は、履行場所で行う業務等の実施に際しては、業務等関係者だけでなく、施設管理者、施設利用者、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、受注者は、業務の実施に当たり、事故が発生しないよう業務等関係者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (8) 本業務において、暴力団員等による不当要求又は妨害（以下不当介入という）を受けた場合は、

断固としてこれを拒否すること。不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。また、その内容を記載した書面により発注者に速やかに報告すること。不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(9) 業務関係者は、名札等を着用して業務を行う。

(10) LED 照明器具の納入遅延やその他やむを得ない事由が生じ、履行期限内の業務完了が困難になる場合は、監督員と協議を行うこと。

1 4 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- (3) 長野市公契約等労働環境報告書 1 部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの） 2 部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

添付資料

別紙 1 対象施設一覧表

別紙 2 - 1 照明器具一覧（一般・非常用照明）

別紙 2 - 2 照明器具一覧（誘導灯）